

第5回 周産期医療体制のあり方に関する検討会  
平成28年6月30日

資料4

## 分娩の取り扱いがない助産所の要件について

---

## 医療法施行規則 第三章 第十七条(助産所の構造設備の基準)

第十七条 法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次の通りとする。

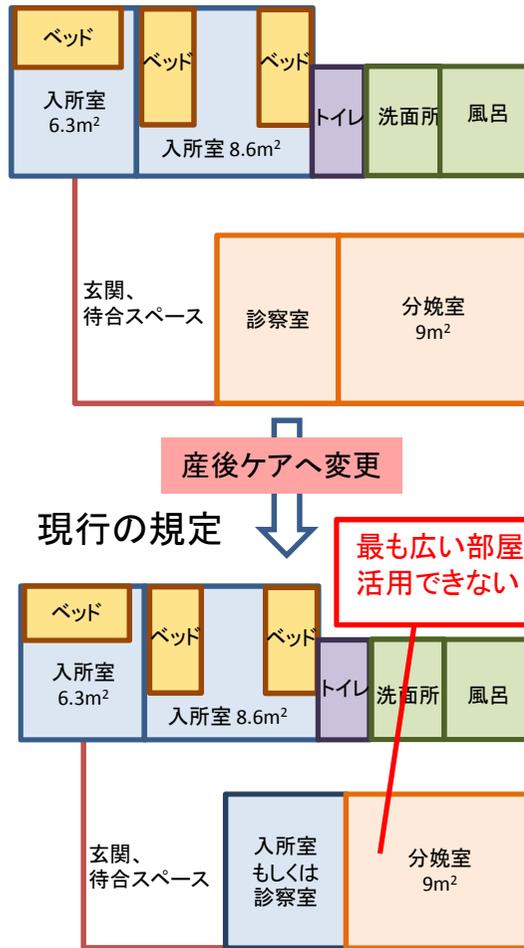
- 一 入所室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、主要構造部を耐火構造とする場合は、第三階以上に設けることができる。
  - 二 入所室の床面積は、内法によつて測定することとし、一母子を入所させるためのものにあつては六・三平方メートル以上、二母子以上を入所させるためのものにあつては一母子につき四・三平方メートル以上とすること。
  - 三 第二階以上の階に入所室を有するものにあつては、入所する母子が使用する屋内の直通階段を設けること。
  - 四 第三階以上の階に入所室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
  - 五 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。**ただし、分べんを取り扱わないものについては、この限りではない。**
  - 六 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。
  - 七 消火用の機械又は器具を備えること。
- 2 前項に定めるもののほか、助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基く政令の定めるところによる。

赤字部分を追加して、分べんを取り扱わない助産所について、分べん室の設置を要しないこととしてはどうか。

# 入所による産後ケアを行う施設を開設する場合の例

- 例) ①分娩を扱っていた助産所が、分娩をやめて入所産後ケアを行う場合等  
 ②既存の建物を使って新たに入所による産後ケアを扱う施設を開設する場合等

## ①の施設見取り図(例)



## ②の施設見取り図(例)

